

被災児童生徒に対する学習支援等のための 職員加配

令和3年度予算額（案） 15億円
（前年度予算額 16億円）
【東日本大震災復興特別会計】



東日本大震災により被災した児童生徒に対する学習支援や心のケアのための教職員定数措置については、被災県等から継続的な措置を求める声が強く、中・長期的に取り組むことが重要。

また、避難指示の解除と住民の帰還に伴い、再開する学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるよう、教育環境の整備を図るためにも教職員定数措置が必要であり、岩手県・宮城県・福島県・仙台市の要望を踏まえ、669人の加配定数を確保。

対応方針

○平成23年4月の義務標準法改正法附則第6項の趣旨

東日本大震災により被災した児童生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び都道府県教育委員会は、教職員定数に関し、迅速かつ的確に対応するため特別の措置を講ずる。

○「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針（令和元年12月）における記述

II. 「復興・創生期間」後の基本方針

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

（1）地震・津波被災地域 ③被災した子どもに対する支援

東日本大震災により家族や住居を失ったこと等のため、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、過去の大規模災害における取組事例等を踏まえ、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

なお、個別の事情を丁寧に把握し、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応する。

（2）原子力災害被災地域 ③帰還・移住等の促進、生活再建等

教育環境の整備については、いまだ再開できていない小・中・高・特別支援学校があることに加え、再開後の児童生徒数が少数にとどまっている学校もあることから、学校再開の支援とともに、ふたば未来学園や再開した学校等における「ふるさと創造学」などの地域とのつながりを深める特色ある教育への支援、被災した子どもに対する就学・学習支援や心のケア、通学に対する支援などにより、魅力ある教育環境づくりを進める。

また、避難先の子どもの含むいじめ防止を行うとともに、原子力災害に起因して学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が存在することから、東日本大震災の影響に鑑み特別に措置される教員加配、スクールカウンセラー等の配置、就学支援について、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する。

令和3(2021)年度以降の継続的措置の必要性

- 震災、原発事故の影響に鑑み、引き続き厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細かな学習支援が必要。
- 避難指示の解除と住民の帰還に伴い、再開する学校が「まちに人が戻る」ためのコミュニティ形成の核となるよう、教育環境の整備を図ることが必要。
- 復興・創生期間後においても、学習支援や心のケアを必要とする子どもが引き続き一定数就学している学校が残ることから、支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する必要がある。

加配措置の状況・活用した取組例

<措置状況>

県市名	H29		H30		R元		R2		R3	
	増減		増減		増減		増減		増減	
岩手県	186	▲27	131	▲55	114	▲17	86	▲28	82	▲4
宮城県	185	▲48	185	0	136	▲49	108	▲28	95	▲13
仙台市	48	48	48	0	43	▲5	34	▲9	34	0
福島県	491	0	491	0	491	0	483	▲8	458	▲25
合計	910	▲27	855	▲55	784	▲71	711	▲73	669	▲42

<取組例>

- 生活基盤が安定していない家庭の児童生徒への家庭訪問なども含めたきめ細かな対応。
- 他校の間借りや仮設校舎での学校生活、仮設住宅での家庭生活の中での児童生徒の学習意欲の低下や学習の遅れに対応するための補充学習等の実施。
- 突発的に震災時の場面がフラッシュバックする児童生徒など日常的に心身の不安を抱える児童生徒への対応。 など

